

## 経済産業省が所掌する JIS マーク表示認証の運用について

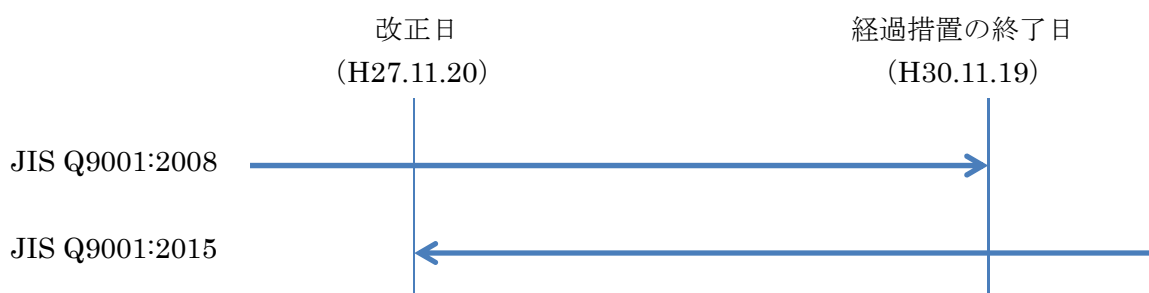
平成 27 年 11 月 20 日  
認証企画室

経済産業省が所掌する JIS マーク表示制度においては、認証取得者が適合すべき品質管理の基準は日本工業規格への適合性の認証に関する省令（以下、「省令」という。）第 2 条第 2 項において日本工業規格 Q9001 によることができるものと定めています。また、この日本工業規格 Q9001 とは最新の JIS Q9001 を適用することになりますが、今般の当該規格の改正にあたり、その規格を理解し、品質管理の方法の整備などを行うための経過措置として、改正日（平成 27 年 11 月 20 日）から 3 年を迎えるまでの間は、その適用に関して JIS Q9001:2008 によることができるものとします。

現在、省令第 2 条第 2 項の規定に基づく基準（JIS Q9001 に適合）で、認証取得者及び新たな認証申請者は登録認証機関からのお知らせに留意しつつ、必要な措置を講じてください。また、不明な点は、登録認証機関に確認してください。

以上

<イメージ>



問い合わせ先  
経済産業省産業技術環境局認証企画室  
TEL : 03-3501-9473  
Mail : newjis@meti.go.jp